

平成28年度静岡県防災・原子力学会議
原子力分科会 会議録

平成29年3月24日(金)
もくせい会館 富士ホール

午後2時30分開会

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから静岡県防災・原子力学会議原子力分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、静岡県危機管理監代理兼危機管理部理事の白石でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭に、山本分科会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 原子力分科会の開催に当たりまして、静岡県防災・原子力学会議の原子力分科会長として一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、浜岡原子力発電所の状況に係る説明と浜岡地域原子力災害広域避難計画に係る報告の2つであります。中部電力と静岡県からそれぞれ説明がございます。

浜岡原子力発電所に関する防災対策は、静岡県の防災にとって重要な課題でありますし、県民の皆様にとっても関心の高いテーマであります。委員の皆様方には、それぞれのご専門の立場から、静岡県の防災力・減災力の強化に向けたご意見・ご提言をいただきますようお願いいたします。

また、当会議の重要な使命といたしまして、自然災害や防災に関する最新の科学や技術の取り組みについて、静岡県民の皆様へ情報を発信していくということがあります。こうした観点からのご発言につきましても心がけていただければ幸いです。

以上、簡単ですが、私からのご挨拶といたします。

○司会 先生、ありがとうございました。

続きまして、本日出席の皆様ですけれども、お手元に配付しております資料の次第の次に本日の委員会の名簿をつけております。そこに書いてありますとおりでございます。

なお、本日出席の予定であります臨時委員の奈良林先生でございますが、遅れる旨の連絡を受けております。また、奈良林先生にありましては、中部電力の新規制基準適合に関する内容などにつきまして、ご意見もいただいているということでございまして、本日の次第にあります議題の順番で、まず「浜岡原子力発電所の状況について」ということで中部電力よりご説明を受ける予定になっておりますが、先ほど申し上げましたような関係で、順番を入れ替えて進行していただきたいと思いますと思っております。

それでは議事に入りたいと思います。議事の進行は、山本分科会長にお願いいたします。

○山本分科会長 はい。事務局から指名がありましたので、議事進行を務めます。皆様方には活発なご発言をお願いします。発言する際には、挙手をして、私の指名を受けてからお願いいたします。また、傍聴の皆様によく聞こえるように、マイクを使って発言してください。

それでは、これより議事に入ります。

今ご説明がございましたように、議題の審議の順序を入れ替えます。まず、「浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正について」からご説明ください。

○植田原子力安全対策課長 承知いたしました。静岡県危機管理部原子力安全対策課長の植田でございます。

事務局といたしまして、浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正について、ご報告を申し上げます。

お手元に、「資料 2-1」、それから「資料 2-1 参考資料」とされたもの。そして、俗に私ども「溶け込み版」と称しておりますが、最終的に修正を行ないました「浜岡地域原子力災害広域避難計画」、「資料 2-2」をご用意ください。

それでは、順にご説明をいたします。資料 2-1 に沿いまして要旨を説明した後、内容について修正点をご確認いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料 2-1 でございます。「概要」のところをご覧ください。

静岡県は、浜岡原子力発電所における原子力災害に備えまして、浜岡地域原子力災害広域避難計画。こちらを昨年28年の3月に策定し、公表したところであります。まさに

3月31日の公表になったということでございます。こちらの公表に際しまして、私の前任者になりますが、当時担当しておりました課長、報道機関の皆様への説明の前で、「こちらの広域避難計画ができましたことは、ゴールではございませんで、スタートです」という説明をさせていただきました。通常、私どもの行政計画の策定につきましては、ある程度中身を詰めた上で、体系が整って、それが確実に実施できる見込みが立ったところで公表するのが常でございますが、本県といたしましては、原子力災害に一刻も早く備える体制をつくらなければいけないという考え。また県民の多くの方々からの求めもあるという認識のもと、一部まだ内容が固まっていなくても、そういった課題があるということも明示した上で、昨年3月に策定、公表したものでございます。

その後も、引き続き実効性の向上を目指しまして、国の支援のもとで、関係市町、県内の市町だけで11市町。避難先につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、都合349市町村へのご説明等をさせていただき、避難先都県、市区町村と協議を進めまして避難計画の見直しに取り組んできた次第でございます。

なお、後ほどもお話しさせていただきますが、今後につきましても、引き続きこの避難計画の内容につきましては、常に見直しを加え、ブラッシュアップを図っていくという性格のものであるということをお話ししておきたいと思っております。

さて、その概要の中段でございます。このほど、都県市区町村との協議を踏まえて、避難先市区町村を記載して県避難計画の修正案を、去る3月15日に開催いたしました市町原子力防災対策研究会。こちらで説明をいたしまして、その後、各市町様からの意見のないことを確認いたしまして、本日24日付けで施行させていただいたという次第でございます。

それでは、参考資料のほうに、先にちょっと目を落としていただきたいと思います。両面の印刷になっておりまして、表面のほうは「抜粋」ということで、「災害対策基本法 第五章 第五節 第二款 広域一時滞在」という部分の関係の条文の抜粋でございます。

ここでちょっとご説明をいたしたいのは、そもそもこの広域避難計画、今までの災害対策基本法の考えとは違うところがございます。災害対策基本法の基本的な考え方といいますのは、みずからの市町村民が災害に遭ったとき、その住んでいるところの市町村長が、その住民を保護しなければならないというのが基本的な考え方でございますが、東日本大震災のときには、ご承知のように、津波等で役場が被害を受けて、自らの市町

村民を保護することができなかつたという自治体が多々あったわけでございます。

したがいまして、その後、災害対策基本法が改定されました中で、この八十六条の八以下が加えられまして、一番上の行を見ていただきたいと思います。広域一時滞在の協議等ということで、八十六条の八、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若くは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる」ということになっております。ここの部分が、先ほど申し上げましたように、今までの災害対策基本法にはなかつた考え方。ほかの市町も、まあ、社会的な通念として「困ったときはお互いさま」というのがございますが、それを法制化した文面になります。

さらにその下、一部略させていただいておりますが、「都道府県外広域一時滞在の協議等」。八十六条の九ということで、八十六条の八は、いわゆるお隣同士の助け合いの話でございましたが、その市町村が県境を越える、あるいはさらにもっと飛び越えたところに受け入れの必要性があるというようなときにはどうしようかというのが、この八十六条の九以降の規程でございます。

八十六条の九の後段、そういった「一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる」ということで、非常時につきましては、県を通じてほかの県と協議をすることができるという規程でございます。

その2、3、4の項目につきましては、ご一読いただけると分かると思いますが、手続論でございまして、当該被災県の知事から受け入れ県への協議をする流れ。その協議を受けました受け入れ側の知事は、市町村長と協議しなければならないという流れを規定しております。

そして、ご注目いただきたいのは、最後の5の項のところでございます。「前項の場合において、協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」ということで、半ば強い義務として、その受

け入れを規定しているところがございます。

この、5の上から3行目、「正当な理由がある場合を除き」というところはですね、東日本大震災のように、例えば広域の災害で、そちらの市町村も被害を受けている場合。これは当然受け入れは物理的にできませんので、そういった理由でございますとか、あるいはもともと受け入れ用の公共施設が少ないところに、それ以上のものを求めるとか、そういった理由を除いて被災住民を受け入れるものとするというのが原則と説明されております。

また、最後の行の「被災住民に対し避難所を提供しなければならない」というところにつきましては、基本的に、今の日本全国、災害対策基本法に基づきまして、それぞれの自治体が、災害に備えて地域防災計画を定め、それに基づいて避難所等を日ごろから準備しているというのが原則的な考え方でございます。ですので、その広域一時滞在に当たって特別な避難所を何か用意しなくてはいけないということではなくて、「その平素からの備えを提供し、分かち合ってください」というのが法律の趣旨でございます。

これを根拠に、私どもの浜岡地域原子力災害広域避難計画も受け入れてください。しかしながら、その受け入れに当たりましては、従前より説明申し上げておりますとおり、対象人口が94万人という膨大な人口になりますので、これを事前に定めておくのが必要であろうという考えから、こういった避難計画ができているということでございます。

資料2-1 参考資料の裏面をご覧ください。

そういった考え方にに基づきまして、広域避難計画策定の根拠といたしまして、防災基本計画。これは、国が定めますそれぞれの災害ごとにどのように備えるかという関係省庁、自治体を縛る計画でございますが、そちらと原子力災害対策指針。こちらに基づきまして、「静岡県も、私どもの静岡県地域防災計画の中に広域避難計画を定めていきましょう」ということを定めているところがございます。

それぞれ済みません。※印の1、2、3ということで抜粋しておりますので、内容をご確認いただければと思いますが、基本的に、この「広域避難計画を定めなければいけない者」というのは、原子力発電所が存在します静岡県と、原子力防災に対して備えなければいけない区域、UPZ圏までを持っております11市町ということになっております。

ちょっと以上、復習になりますけれども、計画の趣旨ということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

その上で、済みません。先ほどの資料 2-1 に戻ります。

2 番、「県避難計画の主な修正内容」ということをごさいます。

こちらの(1)にありますように、大きいところとして「避難先市区町村の記載」。こちらは、参考に、本文全体の計画のほうの12ページ以降の場所になりますので、あわせてご確認いただければと思いますが、こちらの避難先におきまして、今まで避難先として、例えば「静岡県内と長野県」というような記載しかなかったんですが、こちらにつきまして協議が調いました、受け入れを表明してくれました12都県の349の市町村について記載をしたということをごさいます。

順に、その記載の内容をご説明いたします。

その2の(1)の①、「避難元市(PAZ)の避難先」ということで、PAZのあります御前崎市と牧之原市の一部。こちらにつきましては、その表にありますように、「避難先及び協議をしている県・市町村」ということで、避難先1、2。これも復習になりますが、避難先1というのは、原子力災害が単独で発生した場合。避難先2につきましては、複合災害等で、当然ですが、その場合、静岡県内の避難所というのは既に避難民がいて使えないという前提になろうかと思しますので、遠方に避難する場合という規程を設けておりまして、避難先1につきましては、例えば牧之原市は、今まで「山梨県」という記述しかなかったものを、具体的に市町村名を入れさせていただいた。避難先2につきましては、長野県につきましては、地域名を入れさせていただいたということをごさいます。

なお、長野県につきましては、非常に特殊な例でございまして、東日本大震災の後、長野県自身に自主避難されてきた方、あるいは長野県として避難を受け入れた方がたくさんございます。その反省として、市町村ごとに割り振って調整するよりも、まずは地域ごとで受け入れを決めておいて、例えば「松本地域で何人」「北安曇地域でとりあえず何人」というような割り振りをし、その後市町村が調整するというほうが、彼らにとって合理的であるという判断をされまして、そういった体制をつくられているということをごさいますので、東日本大震災の教訓に基づいて、長野県方式でこういった形をとっております。ですので、ちょっとほかの県とは違う記述の形になっておりますので、ご承知いただきたいと思います。

めくっていただきまして、2ページでございます。

タイトル②として、「避難元市町村(UPZ)の避難先」ということで掲示させてい

ただいております。

そちらの表の中も、同じように、左側は「避難先1（原子力災害が単独で発生した場合）」、「避難先2（大規模地震等複合災害などで避難先1に避難できない場合）」ということで、記述を分けて書かせていただいております。

そうですね。例えば、藤枝市さん、焼津市さんの避難先であります神奈川県さんは「全33市町村」、埼玉県さんは「全60市町村」という書き方に比べて、例えばちょっと飛びまして、菊川市さんの避難先になっております富山県さんは個別に市町村名が書いてあると。ちょっとこの表記の違いがございいますが、これも基本的に、それぞれの受け入れ側の県と受け入れ方を協議していく中で、やはり公共施設等、まあ比較的関東圏は一般の公共交通等が発達しておりますので、道路等の整備もかなり進んでおりますので、「とりあえず全市町村大丈夫でしょう」という形で広く薄く割り振っているところもあれば、各県においてはですね、例えば先ほどの長野県もそうですが、一部の市町村をあえて除外している。静岡県から遠いところを外すとか、長野県の場合は、南海トラフ大地震等の地震対策の強化地域がありますので、そういうところを外すといったような形で、県内の全ての市町村ではないところは、こういった形の表記にさせていただいております。ですので、一見、随分スタイルが違ってしまいますが、各都県それぞれ、受け入れに関して、より自らにとってやりやすい方法をとった形での表記の差となっております。

なお、こちらの個々の市町村の避難先人口、あるいはトータルとしての避難の受け入れ可能数でございいますが、こちらにつきましては、もう実は平成26年度に内閣府が調査を実施しております、「受入可能数調査」という言い方を私ども、しておりますが、そちらの数を元に計算させていただいております。もちろん事後になります。その数字を見ますと、「隣の市に比べて、うちは人口規模が同じなのに、何でこんなに多いんだ」とか、ちょっとした疑問が出て、後ほど確認をして調整したところではございますが、一応そういった公のご回答をベースにして、受け入れのキャパシティを積み上げていったところではございます。

以上の市町村名が入りましたところが、大きな修正の1点目でございます。

次に、3ページをご覧くださいまして、もう1つの大きな修正点でございます。「避難退域時検査場所の候補箇所の記載」でございます。

こちらにつきましては、本文のページですと23ページになります。ちょっとあわせてご確認をいただきたいと思っております。

今までは、それぞれの避難方向、避難経路ごとに何カ所というような表示でございました。もちろん、この策定した時点から、それまでも原子力防災訓練等で実績として積み上げていた候補場所があったわけですが、こちらの利用につきまして、それぞれの施設管理者。高速道路につきましては、ごらんになっていただきましてわかりますようにNEXCO中日本さんになるわけなんです、こちらの施設管理者としてのご了解を正式に得まして、具体的に施設名が書けるところを追加させていただいたところがございます。東方であれば東名高速道路の日本坂PA、日本平PAということで、まあ、ぱっと見てご理解いただけると思いますが、いわゆる30キロ圏の少し外にあり、なおかつ大量の車が駐車ないしは作業ができる場所ということで、PA・SAというのは非常に適地でございますので、そういったところを中心に確保させていただいたところがございます。

国道1号沿いに関しましては、うぐいすPAでございますが、こちらは国道1号バイパス、藤枝市の谷稲葉にあるところがございます。こちらは30キロ圏のぎりぎり内側に入りますが、理想ばかりも言っておれませんので、こういったところも使わせていただく。こちらについては、国土交通省のご理解をいただいて了解を取ったところがございます。

あとは、県の工業技術研究所。こちらも私どもの施設でございますが、正直PA・SAほど広い施設ではないんですが、ぎりぎり必要な面積が確保できるということで加えたというような事情がございます。

あと、西方のほうで、国道1号、県道のところは、済みません。まだ「調整中」という表示しかできませんでした。こちらにつきましては、やはり同様のSA・PAに類する施設につきまして、関係する管理者と調整中でございます。こちらにつきましては、協議が調い次第、また29年度以降の作業の中で適宜追加、公表をしていくと考えております。

以上が大きな修正点の2つ目でございますが、(3)の「その他の修正点」といたしまして、要配慮者の避難施設。こちらにつきましては、年次計画で、老人ホーム等に放射線防護対策を実施しております。本文の29ページをご確認いただきたいと思います。こちらを見ていただきますと、上から4つ目になりますか、介護老人保健施設「はるかぜ」でございますとか、和松会のデイサービスセンターといったところを、今回整備が進んだところを追加させていただいているという形になります。

あと、そのほか、これは事務的な話でございますが、安定ヨウ素剤の事前配付につきましては、御前崎市内と牧之原市の一部、PAZ圏内。こちらの事前配付がされたものですから、こちらにつきましての関係の記述を改めさせていただいたところになります。

以上が修正の主な点でございますが、繰り返しになりますが、私ども、これで修正が終わりということではございませんで、本文の30ページのほうに記載がありますように、「今後の検討課題」ということで、これだけのものが並べられております。正直申し上げまして、この検討課題の中で、今般若干でも進歩がありましたのは、(1)の一番上にあります「避難退域時検査場所等の拡充」といったところのみにまだとどまっておりますので、引き続き努力をしていく所存であります。

以上が私からの説明になります。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明があった内容につきまして、委員の皆様方からのご意見、ご質問を受け付けたいと思います。ご発言をお願いいたします。お願いします。

○桜井委員 この前、2月9日、10日に、防災訓練の現場を見学させていただきました。

JCO事故以降、法令等が整備され、毎年防災訓練を行うようになって、今日まで16年間ぐらいですか、地震単独とか、あるいは地震・原子力複合型の訓練とか、いろいろやってきましたけれども、過酷事故を想定した、放射能放出を想定した広域の避難民の汚染検査とか、いろいろ、そういうことは、やってこなくて、~~前回の~~2月9日、10日の訓練が、最初であったということだと思います。

そういう面では、静岡県の子原子力防災ということをお考えた場合には、歴史的に見ても、画期的な成果であったろうと、位置づけるわけですがけれども、ただ反面、最近数年間の日本の原子力防災の事例を見てみますと、伊方原発での地域独特の問題、佐田岬ですか、あるいは、島根原発の20キロぐらい東に鳥取県があるわけですがけれども、島根県・鳥取県合同原子力防災訓練において、数千人が参加した訓練がされています。あるいは、今年の1月ですか、泊原発で、地域特有の、例えば、数年に一度の暴風雨兼豪雪等の場合に、関係者が事故対応に集まることのできるかどうか、特徴的な訓練が行われてきたわけですがけれども、浜岡の特徴的な問題というのは、首都圏に近いことです。人口密度の高い地域に影響を及ぼします。北東地域に風が吹いて、首都圏に影響を及ぼすようなことも想定した訓練等を行わなければならないと思っておりますけれども、将来的に静岡

県は、どのようなレベルアップの訓練を想定されているのか。あるいはまた、その内容、タイムスケジュールは、決まっているのかどうか。そのあたりを教えていただきたいと思います。

○山本分科会長　　お願いします。

○植田原子力安全対策課長　事務局からお答えをいたします。

その前に、済みません。今日、ご紹介を忘れました。本日、参考資料ということで、多分一番下のほうに積まれていると思いますが、2月9日、10日の訓練についての実施実績を添付してございますので、そちらも参考にご覧いただけたらと思っております。

こちらの、まず今年の訓練でございますが、確かに図上訓練、それから実動訓練合わせてちょうど1,000人程度の参加でありまして、まだまだその規模の拡大も必要かなと反省をしているところでございます。また、先生のお話にありましたように、実はJCOの事故が起こるまでは、静岡県原子力防災訓練というのは3年に1回しかやっておりませんでした。JCOの事故を契機に毎年やるようになり、そして東日本大震災の後には、津波の観点も加えて、複合災害のシナリオで対応するようになったというような経過がございます。

現状、まさに広域避難計画ができてから初めての訓練ではありましたが、さすがにその全てのシナリオを実施することができず、まさにお話ありましたように、避難退域時検査場所の運営、それから、そこをいかに早く通過させるかという習熟のところにとどまっております。図上訓練といたしましては、各都県さんと避難の受け入れの準備が整ったかどうかという情報伝達をさせていただきまして、手順というところには、私ども役人サイドは十分に習熟したところであると思っておりますけれども、やってみての反省でございます。「やはりもっともっと訓練をやらなきゃいかん」というのが、まずもっての感想と反省点でございます。やはり、日ごろやっていることしか災害時にはできない。日ごろやっていることの半部ぐらい災害時にできれば関の山というのが私どもの経験則でもございますので、やはり訓練をしっかり基本から積み上げていくことが大事なのかなというところでございます。

次に、その今後の発展について、またそのタイムスケジュールということですが、完成されたプログラム、カリキュラムがないものですから、どこを目指すかというところが、我々もちょっと試行錯誤しながらやっているわけでございますが、やはり被害想定をケースを幾つも増やしまして、今広域避難計画ご覧になっていただきましてわかりま

すように、「この市は、災害があったらここへ逃げる」ということで、固定して考えているわけですが、将来的には、こういった計画にもっと柔軟性を持たせて、まさに先生のお話にありましたように、「いや、関東へ逃げるつもりだったんだけど、いろいろそちらも混乱があるので避けたい」といった場合には、「じゃ、どこだ」というような柔軟なオペレーションができるようなレベルまで持っていきたいなど考えております。

あと、これは別の関連もあって聞かれたことですが、今後、中部縦貫道の開通といったような、私どもにとって時間距離がいろいろ変わってくるイベントがございましたら、そういった折に、また大きく、この受け入れ先の見直し等も必要なのかなというふうに考えている次第であります。

ちょっとお答になっていないかもしれませんが、まずやれるところから少しずつパターンを増やして経験を積んでいこうというのが今の考えであります。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。そのほか、ご意見とかご質問等ございませんでしょうか。

じゃ、興委員、お願いします。

○興委員 今桜井先生がご質問された点については、今の回答では今日お出しいただいている広域避難計画を前提としてお話をされているので、多分桜井先生としては、まだご納得されていないのではないかと思います。ただし、まずはこの広域避難計画について、きちっとしていくことが必要ということであり、その防災訓練の第一歩だと私は考えております。

今回、広域避難計画の改定に当たって、県側が種々努力をされたことは、高く、大いに評価していることを冒頭申し上げたいと思います。本当に、こういう形で、具体の避難先について、いわゆる複合災害も含めて名前を挙げることができたというのは、はっきり申し上げて、よほど努力しないとできないことだろうと思っております。ただし、先ほど課長からも言われましたように、実効性を持たすような努力はなお必要だろうと思いますので、そういう観点からは、これはあくまで、やはり第一歩にしか過ぎないだろうと思いますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

そういう実効性をもたらせる観点から、非常に憂慮しておりますのは、福島の方々の避難における問題では、結構いじめの問題であるとか、受け入れられたものの、

実は避難された方々が非常に肩身の狭い思いをされたという事案が顕在化しているという事実も、私たちは受けとめていかなければならないだろうと思います。これからは今日お出しいただいたこの資料も、まだ未完のような記載の仕方がありますが、今度は受け入れ先と避難元との関係の連携を、きちんととっていく努力を進めていただきたいと思います。

それには、先ず第一に、静岡県知事と相手県知事並びに避難元の市町と避難先の市町の方々との連携、この問題は、単に行政のトップだけの問題ではありませんので、個々の避難元ということになると、自治会の会長とか、あるいは防災担当の自治会の中の班長さんとか、そういう方々が、相手の避難先の、これを受け入れられる方々との知己を得て、気持ちを共有したうえで、交流ができるような環境を常日ごろ整備していくことが必要だろうと思います。

加えてできるようでしたら、これは大変なことだろうと思いますが、避難を前提として、子供さんたちも含めて、避難先の方々との交流を促進するようなご努力を、危機管理部だけではなくて、静岡県挙げて、そういう努力を払っていただきたいと思います。顔が見えるような受け入れというのは、いかなる事態が起こったとしても、今回の場合もありますが、主要な箇所において被曝をしているか汚染をしているかどうかのチェックが終わった方々は、すっと受け入れていただけるような環境づくりを、つくる努力を今後は払っていただきたいと思います。

そういう上で、1つちょっとわからない箇所があるのでご質問させていただきますが、今日の資料の2-1の下に表があって、「避難元市（PAZ）毎の県内の避難先及び協議をしている県・市町村」という表現がございますけれども、この「県内の避難先及び協議をしている県・市町村」というのが何を意味するのかよくわからないので、基本的には避難先のことだけなのか、その「協議をしている」というのは、なお協議途中でまだ調べていないのかというのがよくわからなかったもので、これはあくまで「県内の」となっていますので、避難先は県内も県外もあるようがございますから、表現ぶりを少し工夫されたほうがいいのかなと思いました。

また、表の下に※印で「協議先の地域等については今後変更される場合がある」というのは、どういう状態で、今回のなお書きが入っているのかも、事由をご説明いただければありがたいと思います。

先ほど課長から、きょう席上配付されております、「静岡県の原子力防災訓練の

実施結果」というのをご紹介いただきましたが、これについては、なお若干コメントがございますけれども、今ご説明いただいた限りの広域の避難計画については、発言は以上でございます。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。事務局、お答えをお願いいたします。

○植田原子力安全対策課長 お答えをいたします。

2の(1)の表、それから2ページ目にあります②につきます「OILに基づく」云々の表。確かに今読んでみますと、先生ご指摘のとおりでございますが、ちょっと意図がはっきりしない表現になっておりますが、ここは単純に、県内の避難先となる市町村、それから県外で受け入れを表明してくれて、現在その調整をしております県と市町村ということでございますので、県内の避難先、県外の避難先市町村ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、1ページの、その長野県の※印のところでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、26年度に内閣府が実施した避難の受入可能数調査を元に積み上げていたんですが、若干その後の事情で修正を求められている市町村がございます。具体的に申しますと、調査後に、学校の統合があつて、避難所の受入可能数が少し減っている等の事情が判明したところがございます。そういったところは、やはりそれに見合った修正を加えなくてはいけないんですが、少々それが間に合っておりません。結果、この枠組みが少し変動する可能性があるものですから、長野県の希望で記載しているという、非常に事務的な事情でございます。

それで、前段、ご指摘いただきましたように、興委員のご発言と同じことを、実は私も知事のほうから宿題をもらっておりまして、具体的に、将来的には地域間の交流が日ごろからあるところに、何かあつたらお互いに助け合えるというのが理想であるということは明確に示されておりますので、その実現に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、一度計画をつくって、「あそこの町の〇〇小学校へ避難するんだよ」と。ところが、来年その小学校はなくなるかもしれない。工事で使えなくなるかもしれない。そういうのを毎年確認していく作業というのが必要になりますので、その作業を行なう根拠として協定を結び、事前にそれぞれの地域間の状況を把握して、その上で、観光でありますとか、文化交流でありますとかに視点を広げていけたらと考えております。

それから、済みません。冒頭お褒めの言葉をいただきまして、これは本当にありがとうございます。先ほど、法的な根拠と説明をいたしましたけれども、まだまだ法律に書いてあるからといって、具体的に何かの仕事が進むわけではございません。まだまだ政令、省令、あるいは必要な補助事業等もあるかもしれません。そういった制度がまだ整っていない中で、それでも静岡県の事情を斟酌していただいて、受け入れを表明していただいた先方の市町村側。この方たちに改めてお礼を申し上げたいというのが私の気持ちであります。

以上であります。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

○興委員 ご説明ありがとうございました。最後に申し上げた、避難元と避難先との連携の問題については、今日も資料が配付されておりますけれども、災害対策の関連の災害対策基本法と、それと原子力災害対策特別措置法に基づき、所要の予算措置だとか財政措置が必要になるだろうと思っておりますけれども、法的には、国のほうもそれに対する助成措置は講じられるだろうと思っておりますので、そういう財政上の制約ということで縛られることなしに、静岡県においていい意味で、全国の先例を開いていただく努力を期待しております。

先ほど申し上げました、県内の避難先と協議をしている県、市町村というのは、今お話ございましたように、實際上受け入れを考えてみようとすると、やっぱりこれでは限界があるというところは、これから顕在化してくるだろうと思っておりますので、全体的に、今後変更される余地があるということを明記しておいて、私はむしろ広く裕度を取っても構わないのであろうかと思っておりますので、そういうことも含めてご検討くださればありがたいと思います。

以上です。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

そのほか、ご意見とかご質問ございますか。

はい、桜井委員、お願いします。

○桜井委員 かなり厳しい意見が出ているわけですが、もちろん私も厳しいことを言っておりますけれども、少しいい話も1つしておきます。

アメリカで最初の軽水炉が商業運転を始めてから60年、日本でも半世紀弱ぐらいになるわけですがけれども、いろいろ文献調査をしてみますと、原子力防災という視点で考え

てみた場合に、欧米のほうが、はるかに法令がなど、よく整備されていて、訓練内容も充実していたわけです。そういう面で、日本は、かなり遅れていたと考えていたわけですが、ただ、JCO事故後に、法令等整備され、訓練頻度も上がり、特に1F事故後に、各地域で、かなりの参加者を得ての、1,000名あるいは数千名の参加者を得てのレベルの高い原子力防災訓練が、数多く行われてきてます。今日の状況を考えた場合に、日本のレベルというのは、欧米のトップとそんな差がない。既に、キャッチアップできていると考えているわけですが、その中で、浜岡というのは、立地条件からすると、世界で一番厳しい条件を課せられているわけであって、地震や津波、そういう防災に関して、やはり世界のトップで、そういう訓練等を、全体的なレベルアップをしなければならないわけですが、そういう面で、静岡県に対しては、やはり世界のトップを目指して頑張っていたと聞いております。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。ありますか。

はい、大竹委員、お願いします。

○大竹委員 ここまで着実に一步一步進めてこられ、大変なご努力だったと思います。県のご努力に心から敬意を表すものでございます。

1つだけ教えていただきたいことがあります。県外への広域一時滞在ですが、これは時間のスパンからいうと、どの程度の期間を念頭に置いているのでしょうか。これは、基本法そのもの、あるいは他県との協定の中に明示されているのかどうか。それも含めて教えていただけますでしょうか。

○山本分科会長 はい、お願いいたします。

○植田原子力安全対策課長 はい、お答えをいたします。

広域一時滞在のスパンということに関しては、今明確に規定されたもの、法律の中でも、このぐらいの期間を規定しているといったようなものはございません。ただ、私ども、この広域避難計画の受け入れ先の協議をするに際しましては、静岡県としては、そのときの想定モデルとして、1カ月をめぐり、1週間以内に、そもそもOIL、避難のほうの指示をする状況が、EALであれば直ちにとということになりますけれども、人口の多いOILにつきましては、「1週間以内をめぐりに」とかというような表現がございますので、そのぐらいの時点から始まって、そこから後1カ月程度を受け入れの目安ということでお願いをしております。

そして、これは済みません。単に概念で切り分けているわけですが、それ以

上のことになりますと、もう広域一時滞在という概念を超えて、長期的な対策として、別に、これはもう、済みません。まさに国家レベルの問題になりますので、国と協議して対策を出していくという流れで考えております。

○興委員 いいですか。

○山本分科会長 じゃ、お願いいたします。

○興委員 まだ少し時間がありそうだし、極めて重要だと思う話で、今のところ全く顕在化していないことなのかなと思う事案が1つございますので、申し上げさせていただきます。

やはり、先ほど福島的事案を元ということをおっしゃりました。それで、福島の避難という問題に関連してなのですが、今、原子力損害賠償法の適用の問題でしょうか、自主避難をされた方々とそうでない方々との関係の問題が出てございます。今大竹先生がおっしゃった中では、その概念は入っていないのかもわかりませんが、人によっては、自分で、この県の策定される広域避難計画に基づかないで避難される方々もおいでだろうと思うのです。そういう方々をどのように考えていくかということも、行政措置としては極めて重要だろうと思います。

加えて、今の福島的事案を元に運用をされております原賠法、復興・復旧のための具体の措置の対応について、それが本当に復興・復旧という概念で静岡県でそのまま受容できるのかできないのかという問題について、これから静岡県の問題ということでは極めて重要な検討事項だろうと思います。

避難と、復興の問題も含め、そういう問題をも、きちんとこの会議で取り扱っていくことが必要だろうと思いますので、申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

○植田原子力安全対策課長 済みません、事務局から発言の機会を求めます。

今の最後の興委員のご指摘につきましては、現状だけ簡単にお話をいたしますと、私も、この仕事は、国の内閣府の原子力防災担当と協議をしながら進めているわけではございますが、まさに今ご指摘ありました、自主避難の扱いをどうするかということは、課題としては認識しております。ただ、まだその法的な検討でありますとか、具体的な研究にまでちょっと至っていないというところでございます。

それから、原賠法の関係につきましては、東京電力が個々に賠償等で対応しました内

容については、事例として承知はできるわけですが、それはあくまで民民の交渉による賠償という形でございますので、今後どうルール化して定着していくのかということも課題と認識しておりますが、これは私どもの権限を越えまして、国の仕事になりますけれども、課題と認識している状況であることを報告したいと思っております。

あともう1点、興委員の発言に関連しまして、まだ具体的にそういったご意見が体系化されているわけではありませんが、各都県を回って、この広域避難計画の受け入れをお願いする中で見えてきたものとして、まさにお互いさまの世界なんですけど、私ども静岡県からの避難は、「原子力のときに考えられるね、受け入れましょう」。逆に、関東圏なんかへ行きますと、「首都直下のときには逆に受け入れてくれるということ、できますよね」というお話。それから、富士山火山、あるいはそのほかの山岳地域にも当然火山はあるわけですから、こういった広域避難。これも同じ法的な広域一時滞在を使って対処しようとしているわけですから、そういったところを、ちょっと平たい言い方になりますと、バーター取引で今後組み立てていくと。そういったパズルを、パズルではなく制度として考えていくことが私ども県の役目かなと認識しております。

以上であります。

○山本分科会長 委員の皆様方、ご指摘になったように、避難先の12都県、349でしたか。市区町村との調整は本当に大変だったと思っております。そのご努力に対して敬意を表するとともに感謝を申し上げます。今年度は本当に大きく前進したと思っております。それから、受け入れてくださった相手先にも感謝しなければいけないと思っております。

この原子力分科会のメンバー、昨年8月にオフサイトセンターを視察させていただき、また本年2月には、オフサイトセンターと新東名浜松サービスエリアでの防災訓練を視察したところであります。避難計画を策定して、訓練を通して継続して改善する活動というものを今後も続けなければいけないと思っております。県から送っていただいた新聞の切り抜きによりますと、御前崎市で避難計画が策定されたと聞いております。今後は、関係するマニュアルを作成することに加えて、残りの市町の避難計画策定支援に、県も協力してバックアップしていただきたいと思います。

オフサイトセンターの見学、去年の8月ですが、「計画は、ただつくるだけではだめで、心というか魂というか、そういうのがこもっていなきゃいけないよ」と申し上げたように覚えておりますけれども、今後もそれを、いろんな訓練等を通じて改善していた

だきたいと思います。その際には、県庁内の関係部局はもとより、国、市町と連携してお願いいたします。来年度も大きく前進することを期待しております。

以上で1つ目の議題を終わりにして、奈良林先生がご到着になりましたので、今日の1つ目の予定だった、浜岡原子力発電所の状況について、ご説明をお願いいたします。

○中部電力（仲村） 中部電力の仲村でございます。私の方からは、審査の状況について、前半をご説明させていただきます。

まず、昨年2月から1年間の審査の状況について、ご紹介いたします。

まず、地震・津波についてでございますが、敷地の周辺の活断層評価や敷地内の断層の評価等、審査が行なわれておりまして、コメント回答をしつつ、追加のデータ調査、地質調査をしてデータ拡充しながら審査が進んでおりまして、この2月にも2回の審査会合が行なわれております。

一方プラント関係は、BWRの代表プラントとして、柏崎の審査が先行していた状況でございますが、28年度になりまして、柏崎の集中審査が一時的に中断している春から8月ごろまでにかけては浜岡の審査が再開されていたという状況でございました。またそれ以降は、浜岡のプラント側の審査が進んでいない状況でございます。

地震・津波関係につきましては、地震や地質関係を先行して審査を進め、その後、津波、火山、地盤についての審査を進めていくという形で進んでおります。

一方、プラント関係は、設計基準対策、あるいは重大事故対策について、それぞれの項目を一通りヒアリングおよび審査会合を行なっており、現在コメント回答の準備をしている状況であります。

地震・津波の審査の項目でございますが、青色で書いてございます、地震動の増幅特性、それとプレート間の地震動評価、こちらの項目は、おおむね審査は終了しております。緑色になっております地震動では、海洋プレート内の地震、地質では敷地周辺の地質構造、活断層評価ですね、それと敷地内の地質構造ということで、この緑色の項目が、現在審査会合で審査が進んでいるところでございます。

具体的に、それぞれの審査項目につきまして、審査の状況をご説明いたします。

一番上の、「地震動の増幅特性」でございますが、こちらの方は、必要な検討がなされたということで、実質的に審査は終了しております。

その際、主なコメントとしては、低速度層が、敷地の東側、5号側にあったんですが、「その低速度層が4号側に影響しないか」というようなコメントがありまして、ご説明

をいたしております。

2番目の、「敷地周辺の地質・地質構造」、活断層評価でございますが、こちらの項目も、おおむねコメント回答が進んでいる、済んだ状態にはなっておりますが、「小笠山東部の文献断層につきましては、もう少し調査をして報告するように」という宿題が出ているということでございます。

この敷地周辺の活断層評価につきましては、主なコメントとして、「褶曲構造につきまして、活動性の評価を行なうための上載地層がない範囲については慎重に検討してほしい」というコメントがございました。これは、後ほどもう少し詳細にご説明いたします。

さらには、「評価する活断層の長さを、より安全側に慎重に評価してほしい」ということで、それについてのコメントをいただいております。

3番目の「基準地震動」です。これにつきましては、南海トラフ地震のようなプレート間地震につきましては、基本的な考え方、評価方法について、おおむね了解を得られておりまして、引き続き、海洋プレート内の地震についての審査が行なわれているという状況でございます。

プレート間地震につきましては、浜岡の地域特性を考えまして、「不確かさの考慮を十分に行なっているか」、また、「地震の規模をM9.0としていたものをM9.1とした場合の影響を確認すること」というようなコメントをいただきまして、これについて回答をしたわけでございます。

海洋プレート内の地震につきましては、「地震の規模の設定等不確かさをどう考慮するか」というようなコメントをいただきました。これについては後ほど詳しくご説明いたします。

4番目の「敷地内の地質・地質構造」でございます。敷地内には、浜岡の「H」を取りまして「H断層系」と呼んでいる断層がございます。この「断層の性状について、現地調査を実施してデータを拡充してほしい」ということで追加調査を行って、現在審査会合にて、コメント回答をしているところでございます。この敷地でございますH断層系というのは、海底地すべり等でできた断層だと考えておりますが、「その説明根拠を充実させてほしい」、「ボーリングコア等で、そういったデータを拡充してほしい」というコメントが出ているところで、現在対応しているところでございます。

まず、敷地周辺の活断層の評価でございます。これは、おおむね審査は終盤を迎えて

おりますので、現在評価した結果をこの表にお示ししているものでございます。

海域、陸域それぞれ示しております、黒色で示した断層は、この学術会議の際にも申請の概要で説明させていただいたものでございます。審査の中で、「新たにこういう断層も震源断層として考慮したらどうか」というコメントにより活断層として追加した断層や、あるいは今まで評価はしておりましたけれども、「断層の長さをより長くにとって安全側に評価してほしい」というようなコメントを踏まえて、長さを見直したものが赤字で示されております。

本日は、この敷地の近くにありますが、11番目のA-17断層、これは敷地の近傍の褶曲構造でございますので、それをもう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

浜岡は、ご承知のように、フィリピン海プレートが南海トラフの所で沈み込んでいる付加体地域でございます、審査に当たっても、石渡委員の方から「付加体地質学を考慮して審査に臨んでほしい」という話がありました。具体的には、右側の方からフィリピン海プレートが陸側に沈み込んでおまして、削り込まれた土砂が、新しい付加体として右側の方から陸側のプレートにくっ付いているということで、その盛り上がった所には外縁隆起帯と称している隆起帯のところまでは新しい付加体があります。その背後には前弧海盆という堆積盆が発達するわけですが、そこにある活断層等を我々は評価しているということになります。その前弧海盆には褶曲構造があったり活断層があったりします。敷地の基礎地盤であります相良層というのは、この前弧海盆に堆積した、厚さが大体2,000m程度ある新第三紀の岩盤ですが、その中に活断層がどうあるかという観点の評価をしているということでございます。

敷地の褶曲構造のお話でございますが、御前崎の半島から敷地にかけては褶曲構造が発達しております、御前崎の半島やA-17、A-18、ちょっと小さくて文字が見えにくいかもしれませんが、そういう所には基盤である相良層中に褶曲構造が見られます。これは、まだ固結する前の状態で褶曲ができたものとして考えておまして、現在褶曲が発達しているのは、オレンジの矢印で描いてございます、遠州海盆という地域であり、遠州灘側の海盆には堆積盆が発達して、そこに活発な活褶曲のような断層が幾つか我々の調査でも確認してございまして、こちらの地域に現在活褶曲はあるものと、我々としては考えています。

そういった褶曲構造の活動性をどう判断するかということで、PowerPointを1枚作っ

ております。

通常、活断層の評価におきましては、上の図にございますように、上載地層ということで、断層の上に活動性を評価する12～13万年前の地層があって、それが変位・変形があれば活断層であり、変位・変形がなければ活断層ではないという判断をしております。

これと同じように、下の図にございますが、褶曲構造でも、その評価する12～13万年前の地層に同じような背斜・向斜のたわみがあれば、これはその褶曲構造が「活褶曲だね」ということになりまして、その上の12～13万年前の地層がフラットにたまっていれば最近の活動性はないということで「活褶曲ではない」となります。活断層と同じように、褶曲構造についても活動性を評価するということでございます。これからするお話は、一番右下のところにありますように、評価する12～13万年前の地層がないと、この褶曲構造の活動性が評価できないという事例が生じたわけでございます。

敷地の西側に、A-17背斜。陸上では「女神背斜」と呼ばれている背斜構造で、相良地点に油田がありますが、それに関連する背斜構造でございます。この背斜構造については、我々の調査でも確認しておりますし、文献等でも言われているということでございまして、海側のほうの南側、青い測線で描いてある地域では、上載層として12～13万年前の地層がありますので、ここでは、先ほどお示ししたように、褶曲構造の上にフラットに12～13万年前の地層が分布しているので「活動性がない」ということが言えます。敷地の北側のエリア、ここでいうと黄色の地域で描いてあります、これは牧之原礫層といいまして、やはり12～13万年前の礫層の段丘面ですが、このエリアにおいては、やはり礫層がフラットに堆積しているということで、活動性が否定できております。その間のエリアにつきましては、岩盤が露岩していたり、沖積の地盤しかないということで、直接的に活動性が評価できないということになっておりますので、我々としては、古い構造ではあるものの、仮にこの15.7kmの区間ですね、この区間については、より慎重に評価するというので、この地下に震源断層として断層面を置いて地震動評価をしようということで評価したものでございます。

周辺の活断層につきましては、残りの宿題として、あと2点ございまして、1つは小笠山東部の文献断層というものがございまして、「ここについて、もう少し調査を追加して評価をしてほしい」というのが1点目です。

もう1つが、牧之原の地域にございます、「牧之原南陵の断層」と我々は呼んでおりますが、この断層の北端がどこまで続いているかという観点で、「断層の長さを評価す

る意味で、この断層の北端部のところの調査データを拡充してほしい」という2点が宿題になっておりますので、この2点を回答して、敷地周辺の地質構造としては審査終了すると考えている次第です。

ここからは、基準地震動の話をしていただきます。

前は、南海トラフの地震、プレート間地震の話をしていただきましたので、今日は海洋プレート内の地震について、ご紹介いたします。

フィリピン海プレートが南海トラフに沈み込んでおりますので、その沈み込む付近でのプレート内の地震、この絵でいきますと緑色で描いてある断層面ですね。それともう1つ、沈み込んだ後のプレート内での地震として、一番影響があるであろう、敷地の下に断層面を置いた、ここでいうと赤い「スラブ内地震」と書いてございますが、そういった2種類の断層面を想定しています。

その結果、やはり敷地の直下に想定した方が、左下にスペクトル図がございますが、影響が大きいものですから、敷地の直下に想定したスラブ内地震について、さらに検討を進めております。

地震動評価につきましては、まず基本となるモデル。これも「強震動生成域」と呼ばれるものを真下に置くということで安全側に設定をした上で、さらにその基本となるモデルに対して、断層の幾つかのパラメーターを振って、その不確かさをさらに考慮しようということで検討しているものでございます。

審査の中におきましては、右側でございますけれども、地震規模の不確かさとして、M7.0で考えていた地震規模をM7.4まで考えたらどうかという地震規模の不確かさや、断層面を90°高角に設定して、深い方から浅い方に破壊が進んで、さらに敷地の方に向かってくるような効果、これを「ディレクティビティ効果」と呼んでいますが、「そういった効果も考えて、地震動の評価、不確かさを考えてほしい」というようなコメントがあり、それに対してコメント回答している状況でございます。

その結果を、この図でご説明いたします。

地震動評価に当たりましては、距離減衰的な評価であります「応答スペクトル法による手法」と、もう1つは「断層モデルによる手法」という2つの手法で地震動の評価をしています。少し見にくいかもしれませんが、この図は横軸に周期、縦軸に速度、斜めに加速度の目盛を振ってありますスペクトル図でございます。概略的に見ていけば、プレート間地震が大体支配的なのですが、この海洋プレート内の地震の地震動も、一部

の周期帯では、ある程度大きな地震動になっているということが確認できております。

ここからは、敷地内の地質構造、断層の話をしていただきます。

敷地内の断層と言いますと、後からご紹介します浜岡のH断層という断層と、それ以外にも規模の小さな断層がございますので、まずは敷地にある断層を全部リストアップした上で、その中で、どの断層が最後にできたものかという新旧関係を確認して、代表の断層を決めるプロセスをまず行なっています。

敷地内の断層の調査でございますけれども、(1)の1つ目のところ。まず、敷地には、地下深部に連続するような、褶曲構造に関連するような大規模な断層は確認されておりません。また、敷地の断層の中で最も連続性がよくて落差がある正断層として、「H断層」と呼んでおります断層がございまして、このH断層系の他に規模の小さな断層がございまして、それを「小断層系」と呼んでおります。

それで、ボーリング試掘坑、露頭調査等、各種調査を行ないまして、結果的にH断層系がその他の小断層系を切る。切るということは、先に小断層ができていて、その後H断層系が動いたということですが、その小断層系を切っているか、あるいは合流させている、併合させているかということで、最終的に、最後に動いたのはH断層系ではないかということで確認しておりまして、「活動性の評価においては、このH断層系を対象に検討をしていきたいと思います」という整理をしております。

H断層系の分布状況でございます。

これは、原子炉建屋の設置面のレベルの水平平面図ということでございまして、海岸線にほぼ平行に、下の方が海側、南側でございますが、海側の方から、H-1断層から、敷地の施設がある所がH-5断層ぐらいまででしょうか。それで、敷地の外まで、H-9という断層まで確認しておりまして、9本のH断層系を確認しているということでございます。

ちょっと小さくて見にくいのでございますが、1、2号機と3号機、4号機の原子炉建屋が描かれておりまして、2号と3号機の間ところに比木向斜と呼ばれる向斜軸がございまして、この向斜軸を境に、H断層系が弓なりにたわんだように、海側に押んだような状況で屈曲しているのが見てとれるかと思っております。

この図が、その4号炉の南北断面ということで、右側が山側、左側が海側でございまして、海側の方に60°程度に傾斜した正断層系が見えるということでございます。この図でピンクの地層を描いておりますが、これは特徴がある凝灰岩層でございまして、こ

れが広く分布しておりますので、この凝灰岩層がずれていると、「その前後で落差がある断層があるよね」というのが分かるということから、このようなH断層系の分布が描けるということでございます。

この図はH断層系の特徴を模式的に描いたものでございます。これは左右逆になっていて、この図では右側が海側に正断層で落ちているという様に見て下さい。標準的には、H断層系というのは、上盤と下盤の2面断層がございまして、それぞれその面の近くでは、地層が引きずられるような状況が見られ、その2面の間にある変形帯のところでは、砂岩がちぎられたりしています。緑色で描いてある部分が砂岩層と見てください。この緑色の砂岩層がちぎられたり膨縮したりしていることから、このH断層系は、相良層がまだ未固結か、あるいは半固結の時に形成されたものだという様に考えております

この図は露頭で見られるH断層系の事例でございます。

先ほどのように、2条の平行な断層面がございまして、その間に流動的な地層の変形状況が見てとれます。

これは、このH断層系の活動性を評価したトレンチ調査の状況でございます。

敷地の北側、H-9断層の所でございますが、右側中段ほどに、そのスケッチがございまして、オレンジ色で描いてあるH断層系の地層混交帯がございまして、その上に水色で描いてございまして泥層がございまして、これが「古谷泥層」と呼んでいる12~13万年前の地層でございます。この地層に変位・変形を与えていないということで、活動性を否定している1つの有力な根拠でございます。

H断層系につきましては、今ご紹介したような上載地層による活動性の否定の他に、断層面の部分を電子顕微鏡で見て、その断層面の部分に鉱物脈があったり、あるいは流動的な状況が見られたりというようなことがございまして、そちらの断層面の詳細性状からの活動性についても検討している状況でございまして、これら上載地層による検討、断層面の薄片による詳細な断層性状による調査結果等踏まえまして、我々としては「12~13万年以降の活動はない」ということをご説明しているところでございまして、このことをご理解いただくように審査を進めているところでございます。

最後でございます。原子力規制庁による地震・津波に関する現地調査の実施でございます。

3月の27、28日、来週の月曜、火曜ですね、浜岡の敷地内、および敷地周辺で現地調査を行なう予定でございます。主には、敷地内の断層として、先ほどご紹介したH断層

系を中心に見ていただくとともに、敷地周辺についても、審査で議論になったところを確認していただくということで、石渡委員ほか、規制庁の方が10人ほど来ていただいて対応するというごさいます。

以上、地震・津波関係でございます。

○中部電力（福本） 発電所の危機管理部長をやっております福本と申します。

引き続き、安全性向上に向けた取り組みの状況につきまして、ご説明させていただきます。

こちらは、原子力災害のリスクを低減するための取り組みをまとめたものでございまして、発電所の構内の対応、オンサイトの対応におきましては、多重防護の考え方に基づきまして、それぞれ多重あるいは多様な対策を組み合わせる行なっていくということを取り組んでおります。

その実現の仕方としましては、福島事故以降、設備対策の強化、ハード面の対策ですけれども、それと現場対応力の強化といったソフト面の対策、そういったものを組み合わせ、今対応の強化を進めているところでございます。

さらに、こういった取り組みを続けましても、それでも残存するリスクに対しましては、国・自治体等との連携を強化いたしまして、オフサイトの対応について、しっかりと事業者としての責務を果たしていきたいということで対応していきたいと思っております。

本日ご説明する内容でございすけれども、オンサイトにおけるソフト面の対応といった観点と、オフサイトにおきます国・自治体等との連携強化といった観点、その2つにつきまして、ご説明を差し上げます。

ハード面の対策につきましては、参考資料のほうにまとめて記載しておりますので、適宜ご参照をお願いします。

こちらの絵図でございす。ちょっと細かくて見づらいんですけども、この横軸のほうに原子力発電所の状況を書いてございまして、事故の状況が、右に行くほどより深刻な状況になるというような図になっております。それぞれ、オンサイトとオフサイトの防護措置がどういったタイミングから実施されるかといったものを整理したものでございす。

最初に、オンサイトの対応につきまして説明いたします。

オンサイトの対応につきましては、まず事故収束活動というのが最も重要になってき

ますけれども、その対応に当たりましては、いろんな事態を考えまして、多様な設備・資機材を設置して、当然ながら、要員の力量を上げながら組織や体制を充実させていって、初動対応から事故収束に至る、全ての側面で対応能力を強化していくというような取り組みを進めてまいります。

こちらですけれども、特に事故収束におきましては初動対応が重要だと考えておりまして、休日・夜間におきましても、24時間365日必要な要員が確保できるようにということと考えております。

真ん中の絵でございますけれども、タイムチャートが記されておりまして、事故が起こってから、右のほうに時間の流れを示しておりまして、その下に、こういった要員がどのタイミングから活動するかといったような形で書いてございます。もともと発電所のほうには、常設の安全機能を持った機器が多数設けられておりまして、そういったものが十分に機能しないといったようなときには、可搬設備を用いての対応といったものを実施してまいりますので、ここでの要員の説明に当たりましては、そういった可搬設備を持った要員の人数も含めて記載をしてございます。

具体的には、運転員ですとか、初期消火を行ないます防災員、それから、状況の把握ですとか対外通報といった、本部の初期対応を行ないます当直員ですとか夜間休日対応者がおります。それからその下に、これは現場の対応を行なうスペシャリストのチームを設けておりますけれども、緊急時即応班のチームメンバーと、あと、宿直以外で近くのところから要員が参集してまいりますけれども、そういった要員も含めまして、確実な初動対応ができるようにということで、今計画をしているところでございます。福島第一の事故以降、要員の増強ですとか、新しい組織をつくるというような観点での体制の強化を図ってきております。

こちら、緊急時即応班についてご説明します。「ERF」と書いてありますけれども、「エルフ」というふうに呼んでおります。

昨年浜岡の発電所をご視察いただいておりますけれども、そのとき現場において、可搬設備を使った注水訓練をやっております。そのときに実際に参加したメンバーが、このERFの要員でございます。この要員を設けた理由としましては、いろいろな可搬設備というのは、使いこなすのに非常にたくさんの能力といいますか、力量が必要になってきますので、それを発電所員に満遍なく備えさせるのは非常に現実的に難しいといったような点がございます。それで、そういったマルチに対応できるような能力を持った

専任のチームをつかって、当直をさせて、24時間対応できるようにというコンセプトで、平成26年からこのチームを設置しております。現在、このチームの要員を増強しているところでございます。

こちらのスライドは、E R Fが中心になって使います可搬設備の配備についてでございます。小さな写真で申しわけありませんけれども、このような、注水ですとか、瓦礫撤去の重機、それから電源供給といったような、いろんな役割を持った車両をそろえておりまして、3、4号機で、おおむね80台程度のこういった車両をそろえております。こういった車両をそろえるだけではなく、E R Fは当然全て使えるんですけれども、E R Fの要員以外におきまして、大型免許ですとか重機の取り扱いといったような資格を取得させまして、その対応の厚みを増しているところでございます。

こちらは訓練の様子でございまして、全ての発電所員が現場で対応できるということを目指しまして、E R Fの指揮のもと、全ての要員が、この写真にありますように、ホースの敷設ですとか電源ケーブルの敷設といったような、それほど力量は必要ないですけれどもマンパワーが要るといったような活動ができるようにトレーニングを全員に施しております。

また、外部電源の復旧というのが非常に重要であるということから、全社を挙げて復旧訓練に取り組んでおりまして、平成23年度より、原子力部門だけではなく、社内の他部門との合同訓練として、こういった復旧訓練を実施してきております。

それから「外部機関との連携」という観点で、業界団体であります原子力安全推進協会、「JANSI（ジャンシー）」というふうに呼んでおりますけれども、そちらが計画する危機管理の研修ですね。そういったものに積極的に参加するほか、自衛隊さんのほうに隊内生活体験というような形で参加させていただいて、リーダーシップですとかチームワーク、コミュニケーションといったような、テクニカルなスキル以外のスキルを鍛え上げるというような取り組みを進めております。

また、自衛隊さんとの関係におきましては、いろんな意見交換を通じまして、演習の進め方ですとか、体制の改善の仕方といったようなところを我々の計画の中に取り入れて対応してきております。

それから、「原子力緊急事態支援センター」という、全国の発電所の支援をするための組織を共同で立ち上げてございます。これは、日本原子力発電株式会社が運営をしております。高線量下でいろんな状況を把握するためのロボットですとか、小型の無人機、

それから瓦礫の撤去などに用いるような無線重機といったような資機材を取りそろえまして、要員も育成しているというものでございます。美浜のほうにございます。

こちらの様子でございますけれども、通常は資機材の維持管理や要員の訓練といったことをやっているんですけれども、発災した事業者からの支援要請を受けて、要員と資機材を運んできてまして、発災事業者の要員とともに現場の対応を行なうというようなセンターでございます。

続きまして、オフサイトの対応でございます。

オフサイトにつきましては、事業者の取り組みとしてまず必要なのは、事故の状況を正確・的確に国及び自治体のほうに通報連絡をするといったようなこと。それから、事象の進展に応じて、住民の皆様方に屋内待避ですとか避難といったような防護措置がとられることになっていきますけれども、その際の緊急時のモニタリング活動ですとか、避難車両の確保、それから避難退域時検査といった活動への要員派遣が必要になってくると考えておまして、この具体的内容につきましては、浜岡地域の原子力防災協議会における検討を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

こちらは、通報連絡についてでございますけれども、オフサイトセンターのほうへ要員を派遣するとともに、発電所の情報を提供いたしまして、自治体、国、関係機関の皆様と一緒に対応していくというような内容でございます。

こちらは、その訓練の様子でございます。今年の2月に行なわれました防災訓練におきまして、オフサイトセンターと、あと緊急時モニタリングの訓練に参加をいたしております。

こちらのほうは、避難退域時検査のほうの要員派遣に備えた訓練ということで、社内教育訓練を実施するとともに、静岡県主催の訓練にも参加させていただいております。

事業者のお互いの支援体制としまして、12社の間で協力協定を結んでおまして、オフサイトの対応の作業につきまして協力をするという協定を結んでおります。緊急時モニタリングや避難退域時検査、それから除染作業といったようなものを協力内容としておまして、その際に約300人の要員を融通し合うというような内容でございます。それに必要な資機材も準備するという内容でございます。これは福島事故以前からやっておりましたけれども、その事故の教訓を踏まえて、内容ですとか要員の範囲を拡大してきたものでございます。

12社間の協定以外に、ローカルな支援協定ということで、各地で結ばれておりますけ

れども、中部電力も、今年の3月に協定を締結しておりまして、東京電力ホールディングスと北陸電力、それから私どもの間で、特に原子力の改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）を保有しているという共通点ですとか、地理的に近いといったようなことを踏まえまして、「原子力安全向上にかかる相互技術協力」ということで締結したものでございますが、この中で、地理的な近接性を生かした対応としまして、オンサイトの事故収束活動の支援ですとか、オフサイトの住民避難の支援といったような協力を相互に行なっていくという内容でございます。

今後、具体的な内容を詰めていきまして、訓練を通じて、そのレベルを上げていくということで対応していきたいと思っております。

済みません。ちょっと駆け足になりましたけれども、以上で、発電所及び地質・地盤の関係の説明を一旦終わらせていただきます。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

ただいま中部電力から説明があった内容について、委員の皆様のご意見とかご質問を伺いたいと思いますが、奈良林先生、まずお願いいたします。飛行機とか、あるそうなので。

○奈良林委員 きょう、空港に向かうJRが、人身事故で1時間20分遅れてしまいました。やっと着いたので、せっかくですから質問させていただきます。

28ページですけれども、「事故収束活動の初期対応体制」というのがございます。事故発生0時間、1時間、それから6時間というところで、ここで人がだんだん集まりつつあって、最後、30名以上ということですが、福島事故の、特に第一の1号機。これは冷却機能を失ってから3時間ぐらいで燃料が露出して炉心損傷に至っているんです。ですから私は、この6時間までの間に、どうやって炉心の冷却、炉心への注水。それをちゃんと確保しているかどうかということ、やはりわかりやすく説明する資料が必要だと思います。

まず、炉心を安定な状態にしてから、いろんな資機材を使って、モバイルの対応ということになると思うんですが、この初動あたりの、炉心をどうやって冷却しているか。もちろん非常用炉心冷却系（ECCS）なんか、防潮堤等で強化しているはずですが、そこら辺の関係をちょっとご説明いただきたいと思っております。

○山本分科会長 お願いできるでしょうか。

○中部電力（涌永） 中部電力の原子力部設備設計グループの涌永でございます。

今のご質問でございますけれども、参考資料の45ページ以降、いろんな設備対策についてのPowerPointがございます。今奈良林先生がおっしゃった、「要員が参集するまでの間、どのような設備で対応するか」ということでございますけれども、例えば45ページのPowerPointを見ていただくと、上部のほうにガスタービン発電機というものがございます。電源に関しては、シビアアクシデント対策で用意しました、このガスタービン発電機を利用して電源を供給するというような形になります。

あと、注水手段ですが、PowerPointの47ページになります。写真ではないんですが、PowerPointの絵の中に「補給水ポンプ」とか、「高圧型原子炉注水設備」というものがございます。これは、海水系の機能を喪失した場合でも、例えば空冷式の熱交換機で冷やして原子炉に注入できるということでございます。電源系に関しては常設設備のガスタービン発電機、注水系については高圧注水系とか給水ポンプに電源を供給することになります。

これらの操作につきましては、中央制御室の運転員のほうで全て遠隔で操作ができますので、この間に関しましては、原子炉への注水等に関して手当てすることができるという状況になります。

以上でございます。

○奈良林委員 当然のことながら、その前にまずECCSが動くわけですよ。それで、ECCSが確実に動くように、防潮堤とか止水扉、それから高台のいろんな電源とかを用意されていたはずなので、こういう深層防護の対応になって事故収束に当たるということ、やはり住民の方々にわかりやすいような説明資料が必要だと思います。最初から消防車が出てきますというと、民家の火を消防車で消すわけじゃないので、やっぱりそういう説明になると、住民の方が不安になると思います。最初から消防車ありきじゃなくて、やはり、まず基本的な炉心冷却系（ECCS）ですね。それから、その次には常設でいろいろと今用意されたポンプとかガスタービン電源とか、そういったものをさらに強化して、それがどうしても使えないときのモバイルだと思いますので、そのところはしっかり整理していただく必要があるかと思います。

○中部電力（涌永） わかりました。深層防護について、しっかり説明していくということで、今後考えたいと思います。きょうはソフト面のほうを主体で対応させていただきました。失礼しました。

○山本分科会長 桜井委員、お願いします。

○桜井委員 安全性向上ということで、ソフト面のご説明がありましたけれども、3点ほど質問させていただきます。

1点目は、1F事故後、非常に安全対策等が厳しくなっているわけですがけれども、ハード面の対策については、新規制基準等で、比較的よくなされています。今、ソフトの話が出ましたけれども、非常にマクロな話で恐縮ですがけれども、アバウトで、本社と浜岡の全原子力分野の人員というのは、1F事故前後、どのように変わっているのか、何割ぐらい増員されているのか、特に浜岡ではどうなのかということですか。

2点目は、私が認識している限りでは、浜岡では、年間数百件の、もちろん規模が大きいのもあれば、数人の小さい訓練もあると思いますけれども、年間数百件の訓練を行っていますが、その訓練というのは、中電単独なのか、あるいは協力企業の多くの方々も、そういう訓練に参加されているのか、連絡体制、あるいは、現場に集合し、それなりの訓練作業を行なうようなことをされているのかどうか。

3点目は、1F事故で、一番問題になったのは、電力会社が、日本の電源系統は信頼性が高いから、あえてそういう対策を立てる必要はないとか、あるいは日本の原子力技術が高いから、過酷事故対策というのは、必要ないということが大きな盲点だったと思います。1Fの場合は、やはり1号機は助からなかったかもしれないけれども、うまくやれば、過酷事故対応能力の高い人間がやっていたならば、2号機、3号機については、冷温停止ができた可能性が高い。

具体的に言えば、1975年にアメリカのアラバマ州のブラウズフェリー1号機で、100万kW級が全交流電源喪失事故を起こし、そのときに生きていた系統が2つあって、1つは隔離冷却系であり、もう1つは圧力逃し弁です。これは1Fの2号機、3号機と同じ状況です。アメリカの例では、原子力規制委員会が定めた手順に従って、15時間で冷温停止に成功しています。それは、第1に、手順として、減圧し、炉心の飽和温度を下げ、それを繰り返すことによって、15時間で、冷温停止しています。ところが、1Fでは逆で、主要な問題を、減圧というのをやらないで、二次的な問題の格納容器の減圧ばかり、いわゆる、ベンチレーションですね。それで冷温停止失敗。いわば手順が間違えている。

私が聞きたいのは、疑問なのは、電力会社で、1Fのような事故に遭遇して、いろいろな問題がわかったが、そのときに、各電力会社は、そういう過酷事故を想定した、それに対応できるような、かなりレベルの高い上級エンジニアですが、過酷事故に十分対応

できるような、1Fのああいふ事故でも冷温停止できるぐらいのレベルの人材を養成しているのかどうかということです。

○山本分科会長 お答えをお願いできますか。

○中部電力（福本） 3点のうち、最初にいただきました、人員の増強と申しますか、そういう件についての回答をまず申し上げます。

浜岡のほうの対策要員ですけれども、福島以前は300名程度の要員が対策要員ということで登録をして訓練をしておりましたけれども、それを全職員に拡大するということが、現在は600名の要員を指定しまして訓練をするということをやっております。

本店のほうにつきましても、原子力部門に属する人間はもともと要員として、120ぐらいですかね。済みません、ちょっと細かいところはあれなんですけど、120～130人いるんですけれども、その要員に指名しております。さらに、全社の支援を受けてオフサイトの対応をやるということで、事務系の人間も含めまして、そういった要員を防災要員として取り込んで拡大をしております。

2つ目のところは、協力会社の方も一緒に訓練をやっているのかという話でございますけれども、こちらにつきましては、総合訓練という形で訓練を年に2回やっておりますけれども、その中で協力会社の方にも訓練に参加していただいて、事故の情報連絡ですとか避難、それから安全行動といったようなものの対応をとっていただいております。

先ほど委員の先生からいただきました、年間600回程度の個別の訓練というところにつきましても、現在は、まずは社員でしっかりと対応をするという観点から、社員中心でやっておりますけれども、将来的な面で、事故の収束対応の活動におきましても、協力会社の皆さんの支援をいただきながらやろうということで、徐々にそういった訓練の助成という形で参画をしてきていただいておりますので、将来的には、より拡充した形の対応をできるように取り組んでおります。

○中部電力（志水） 浜岡の防災課の志水と申します。最後の質問について、回答させていただきます。

重大事故を想定したような厳しい環境下を想定した訓練というのをどう考えているのかというような趣旨のご質問だったかと思うんですけれども、やはり震災前は、そういった環境を想定した訓練、あるいはRCICとかSR弁という話がありましたけど、そういったものを別の動かし方をするような訓練というのが足りなかったというところがあります。

して、現在はそういった訓練についても充実を図っているというようなところではあります。

2つありますけど、1つはテクニカルな面でのスキルと、あと1つは苛酷な環境下で指揮権を振るえるような、ノンテクニカルな面でのスキルアップと、そういった2つの観点で教育面の充実を順次図っているという状況でございます。

○中部電力（竹山） 中部電力の竹山でございます。安全のほうを担当している者から、ちょっと補足をさせていただきます。

まさに桜井先生ご指摘のように、シビアアクシデント、過酷事故が起きた場合には、プラントがどのような状態でどうなっているかというところを把握しながら、また、そういう知識ベースを持ちながら最善の選択をとっていくというのが非常に大切なことだと理解しております。当然我々、福島事故前から、また、福島事故が起きてから、まさに「そういうことが現実には起きたらどうだ」というところを、我々、今回対策をいろいろ考慮しているけれども、まさにメーカーから言われるわけではなく、自分たちで考える力を持ちながら検討してきておりますし、また解析コード等も、自分たちでできるだけ理解して回せるように。また、そういう物理挙動等もしっかり理解しながら、また、今志水のほうからありましたように、実際にオンサイトで、発電所で対応処置をやる時には、それらのことを手順に落とし込み、また、それを理解しながら対応する必要がある、いかに事前に準備をしながら対応する所員に力量を上げるかというところも、まさに今取り組んでいる最中でございます。

○桜井委員 あと1つ追加質問ですけれども、1Fの場合、実際事故対応をしたのは、東電の社員半分、協力会社の社員半分というぐらいで、協力会社の社員が非常に多かったと思いますけれども、中電の場合、原則としては、事故対応というのは、中電中心で解決していくという考え方でしょうか。

先ほど、年に2回ぐらい協力会社の社員も参加するということですがけれども、非常に頻度も少ないし、ほとんど、中電単独で、やっていくと受け止めましたけど、どうですか。

○中部電力（志水） 防災課の志水でございます。

「社員のみで対応し切れるように」というようなことを1つの目標として教育訓練等を実施していますが、当然協力会社の支援というのがあったほうがより手厚い対応ができるということで、震災後、関係会社との協定というのも充実を図りまして、こちらの面でも連携強化を図っているという状況でございます。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○大竹委員 ご報告の前半部分について、2点ほどコメントさせてください。

まず、スラブ内地震のモデルでありますけれども、ご説明、ほぼ理解することができました。特に、不確かさを考慮に入れたモデルでは、約80MPaという高い応力降下量を考え、さらに適切なアスペリティーも設定されておりますので、十分に高い地震動が担保されていると思います。

それからもう1点は、私にとってはニューフェースでありました、陸域部のA-17断層、長さ約16kmというやつです。これは、場所が場所、つまり発電所に極めて近いので、短周期レベルの影響はなかなか侮りがたいものがあるんじゃないかという気もいたしません。応答スペクトルが16ページに示されているようですけれども、いろいろ線が重なって、よくわかりませんので、ご説明いただければと思います。

以上です。

○山本分科会長 はい、お願いいたします。

○中部電力（渡部） 中部電力原子力土建部の渡部と申します。コメントありがとうございます。

A-17断層につきましては、8ページの活断層の概要がございます。今審査がですね、前段の敷地周辺の活断層の審査を行なっております、後段の地震動につきましては、まだ待機状態といえますか、準備の状況になっております。

1つは、A-17断層の長さとの関係ということで、今15.7kmというような長さ。それから距離につきましては、敷地に近い状況なんですけれども、そこからの地下に地震発生層を設定して、上端が約10km程度と我々評価してございますので、それで斜めの逆断層を想定すると、若干距離が遠ざかるというような状況になってございます。

一方で、こちらの⑥番、御前崎海脚西部の断層帯につきましては、より断層が長く、これは敷地の若干東側に地上トレースがあるんですけれども、地下のほうに、地震発生層を10km潜ったところに行きますと、逆断層で西側傾斜ということになりますので、直下に近寄ってくるということで、こちらが支配的になるものと我々は考えております。

こちらは、審査がまた進んだ折には詳細にご説明させていただきたいと思っております。以上になります。

○大竹委員 ありがとうございます。またよろしく申し上げます。

○興委員 折角の会合であります、開催時間は短すぎると思います。次回以降の工夫

をお願いさせていただきます。先ほど奈良林先生がおっしゃった問題に関連してですが、かつて津波高の問題にもあったかと思えます。津波高であれだけの問題が起こっていると、とても大変であると懸念が支配するのでないかという話がありました。しかし、今回の避難の話についても、避難にポイントを当てているからということで、同様な状況かと思われます。ただし、そもそも重要なのは、原発内の安全確保策に十全の措置を講じることこそが一番重要だろうと思えます。そういう観点から、やはり先ほど奈良林先生がおっしゃったのでありますが、全体像を明確にしてメッセージを出した上で、避難の問題であるとか、津波対策はどうだということをししないと、県民の方々に動揺を来たす可能性があるだろうと思えます。

そういう意味で、一番重要なのは何だということをまず明らかにすることを前提にして、それらの津波高の問題にしても、どれだけのリスクがあるかということを確認に記載して対応していく必要があるだろうということを、しかと申し上げておきたいと思えます。

そういう意味では、今、中電の副社長がおいででございしますが、まずは、発電所の現場に入って対応することが、原子力事業者としては、基本的には防災管理者をどうサポートするかが大事で在ります。それこそが福島の問題の一番の問題点であったと思えます。

最後に、実は2月にオフサイトセンターへお伺いしましたが、印象としては、まだまだ緒についたばかりであって、今の状態ではワークできないだろうと思えます。そのためには、やはりオフサイトセンターにおいでになる方々が、当事者となられる方々がまずおいでいただいて訓練をしていくが重要です。代理の者ではなくて、まずは、ご本人の方々がその場の厳しい状況を共有しようとする意識がないと、いざ事態が起こったときには対応できないだろうと思えます。

加えて、2月の訓練の機会に、中部電力はプラントチームと原子力事業者という2つの担当部署に人を派遣・置いてございましたが、私はあの際、チェアした人の認識に誤りがあったらと思うました。プラントチームには原発サイトの中の情報が掌握されるのであり、一方、その場における事業者とは、こういう防災組織全体に情報提供する役割だろうと思えますので、それぞれの分掌を明確にしていくことが必要であります。そういう意味で、現地の防災訓練をもっと見直しをして、充実策を講じていただきたいと思います。

以上です。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

もっと議論したいところですが、もう限界の時間も過ぎております。中部電力におかれましては、本日の意見も踏まえまして、規制庁の審査、安全対策工事訓練、それから説明の工夫等に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、新規制基準適合も、十分頑張っていらっしゃると思いますが、それだけで満足することなく、さらなる安全性、高みを目指して、継続的に改善していただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題は終わりました。委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

○司会 山本分科会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、原田危機管理監代理兼部長代理からご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○原田危機管理監代理兼部長代理 本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、熱心なご議論をいただきました。まことにありがとうございます。

本日は、県の浜岡地域原子力災害広域避難計画、また中部電力の浜岡原子力発電所の状況について、ご議論をいただきました。委員の皆様方から、それぞれ専門的な見地から、大変貴重なご意見をいただきました。また、県の計画の進んだことにつきまして、評価のお言葉をいただきまして、努力を知る者として、大変勇気をいただいたと感じております。

浜岡原子力発電所につきましては、稼働の有無にかかわらず、安全性の確保が第一、大前提でございますので、今後中部電力さんも、さまざまな対策を講じていただきたいと思います。また、本学術会議で示されましたご意見につきましても、十分実現に努めていただきたいと思います。

県といたしましては、本日いただきましたご意見を踏まえるとともに、今後、2月に実施いたしました訓練。そういったものを通じまして、繰り返し実施し、課題の解決に向けて、絶え間ない努力を今後とも図ってまいります。

委員の皆様方には、今後ともご指導をいただきますよう、お願い申し上げます。閉会の言葉とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 29 分閉会